

## 令和2年度山形県技能五輪選手育成強化支援事業助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この交付要項は、第58回技能五輪全国大会（以下、「大会」という。）への参加を目指す選手の育成・強化に要する経費を支援するため、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定める。山形県職業能力開発協会会長（以下、「会長」という。）は、山形県からの委託を受けてこの事業を実施する。

## (助成対象者、対象経費及び助成額)

第2条 助成金の助成対象者、対象経費及び助成額は次表のとおりとする。

助成対象者	対象経費	助成額
山形県選手として、大会への参加を目指す技能者等が所属する企業・団体等	助成対象者が雇用又は自らに所属する技能者等の大会への参加やメダル獲得を目指すための技能向上訓練に係る次の経費 ① 社外講師への謝金及び旅費 ② 外部講習会への参加旅費及び参加費 ③ 会場等借用料 ④ 訓練用材料・消耗品等の購入 ⑤ その他訓練実施に必要と認められる経費	1 助成対象者当たり 75,000円を上限とする。また、大会に選手が2人以上参加する場合は、2人目以降の選手1人当たり 37,500円を上限として増額できる。
上記を除く、山形県選手として、大会への参加を目指す技能者等の技能向上訓練を実施する団体等	助成対象者が技能者等に対して実施する大会への参加及びメダル獲得を目指すための技能向上訓練に係る次の経費 ① 講師への謝金及び旅費 ② 外部講習会への参加旅費及び参加費 ③ 会場等借用料 ④ 訓練用材料・消耗品等の購入 ⑤ その他訓練実施に必要と認められる経費	指導する選手数によらず、75,000円を上限とする。

## (対象期間)

第3条 助成金の交付対象となる事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和2年11月12日までとする。

## (事業計画)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）を令和2年7月24日まで会長に提出するものとする。

2 会長は、事業計画書の提出があったときは、当該申請書類等を審査し、計画、内容、対象者及び計画に要する経費等を審査し、審査結果を速やかに助成対象者に通知するものとする。

## (交付申請・実績報告書)

第5条 助成対象者は、事業完了後30日以内に交付申請書（様式第2-1号）及び事業実績書（様式第3号）に支払額を証する資料と関係資料を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の概算払いが必要な助成対象者は、事業完了に先立って交付申請書（様式第2-2号）を、会

長に提出するものとする。

(交付決定及び支払い)

第6条 会長は、前条の規定により交付申請書と実績報告書の提出を受けたときは、当該書類を審査し、助成対象者の実施した事業を適切と判断したときは、助成金の交付決定及び額の確定を通知するとともに助成金を支払うものとする。

2 概算払いを受けた助成対象者は、前条第1項に定める日までに、助成金実績報告書(様式第2-3号)と事業実績書(様式第3号)に支払額を証する資料と関係資料を添えて、会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第7条 助成対象者は、前条第2項の規定による概算払い金額よりも実際の支払い額が下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

2 会長は、虚偽の申請や不正行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 令和2年度 山形県技能五輪選手育成強化支援事業助成金のご案内

### 1 趣旨

令和2年度、第58回技能五輪全国大会への参加を目指す選手の育成・強化を支援するため、技能向上訓練等を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。この事業は、山形県から委託を受けた山形県職業能力開発協会が実施いたします。

### 2 助成対象者と対象経費等

助成対象者	対象経費	助成額
山形県選手として、大会への参加を目指す技能者等が所属する企業・団体等	助成対象者が雇用又は自らに所属する技能者等の大会への参加やメダル獲得を目指すための技能向上訓練に係る次の経費 ① 社外講師への謝金及び旅費 ② 外部講習会への参加旅費及び参加費 ③ 会場等借用料 ④ 訓練用材料・消耗品等の購入 ⑤ その他訓練実施に必要と認められる経費	1 助成対象者当たり75,000円を上限とする。また、大会に選手が2人以上参加する場合は、2人目以降の選手1人当たり37,500円を上限として増額できる。
上記を除く、山形県選手として、大会への参加を目指す技能者等の技能向上訓練を実施する団体等	助成対象者が技能者等に対して実施する大会への参加及びメダル獲得を目指すための技能向上訓練に係る次の経費 ⑥ 講師への謝金及び旅費 ⑦ 外部講習会への参加旅費及び参加費 ⑧ 会場等借用料 ⑨ 訓練用材料・消耗品等の購入 ⑩ その他訓練実施に必要と認められる経費	指導する選手数によらず、75,000円を上限とする。

### 3 助成対象となる訓練期間

令和2年4月1日から令和2年11月12日まで。

### 4 受付期間

令和2年5月18日から令和2年7月24日までですが、予算の範囲内で助成対象者を決定しますので、お早めにお申し込みください。

## 5 手続について

### 精算払いの場合

手順	申請者	山形県職業能力開発協会	提出書類	提出期限
1	事業計画書と訓練計画を提出	事業計画書を審査し、結果を通知する	様式第1号 別紙 訓練計画	7月24日
2	訓練を実施する			
3	助成が認められた場合は、助成金交付申請書と事業実績を提出する	提出書類を審査し、適正であれば交付決定及び額の確定を行う（様式第4号）とともに助成金を振り込む	様式第2-1号 様式第3号と添付資料※	訓練完了後 30日以内

### 概算払いの場合

手順	申請者	山形県職業能力開発協会	提出書類	提出期限
1	事業計画書を提出	事業計画書を審査し、結果を通知する	様式第1号	7月24日
2	助成が認められた場合は、助成金交付申請書を提出する	提出書類を精査し、適正であれば交付決定通知を行うとともに助成金(概算額)を振り込む	様式第2-2号	交付決定通知到着後、2週間以内
3	訓練を実施する			
4	助成金実績報告書と事業実績書を提出し、精算金が生じた場合には返金処理を行う	提出書類を精査し、額の確定通知（様式第4号）を行い、返金が生じた場合には適正に返金が行われたことを確認する	様式第2-3号 様式第3号と添付資料※	訓練完了後 30日以内

#### ※ 完了時の添付資料

資料	内容
写真	訓練等の様子がわかるもの
経費を示す領収書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品名、数量および単価（以下「品名等」）の記載がある領収書。</li> <li>・ 銀行振り込みやネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書・入金明細書など支払いが確認できる書類。</li> </ul> <p>※ 上記書類に品名等の記載がない場合は、品名等の記載のあるレシート、請求書又は納品書を追加して提出すること。</p> <p>※ 提出書類は、写し（コピー）で可。</p>

様式	様式名称
様式第1号	事業計画書
様式第2-1号	交付申請書（精算払い用）
様式第2-2号	交付申請書（概算払い用）
様式第2-3号	実績報告書（概算払い用）

様式	様式名称
様式第3号	事業実績書
様式第4号	交付決定及び額の確定通知